

森林の未来を考える懇談会(平成17年度第3回)資料

森林環境税を財源とする事業に関する意見一覧

平成17年8月9日

この資料は、これまでの懇談会でいただいた意見や、第2回懇談後に事務局へお寄せいただいた意見を記入、整理したものです。

御意見のうち、森林環境の適正な保全に関するものは、平成17年7月12日に実施した第2回懇談会で使用した資料「森林の適正管理の基本的な考え方について」(資料10)の項目を基本として整理し、そのほかの御意見については平成16年11月の森林審議会答申での「森林を守り育てるための新たな県民参画の在り方」の項目を基本として整理しました。

第1 森林環境の適正な保全

検討項目	会議での意見(○)、郵送等での意見(・)	今後の検討課題
<p>1 森林の整備とは (どのような森林を目指すべきか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な森林の姿 ○森林の手入れの方法 ○森林整備を行っている者 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存事業と同じような事業には森林環境税を投入しないと 言うのが基本的なスタンス。 ○単一的な森林整備では対応できない。それぞれの地域で 典型的な手法がないか。 	<p>森林整備の手法はどうすべきか。</p>
<p>2 森林の恵みに着目した森林整備の 対象とする区域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○森林の恵み 心の安らぎ 良質な水環境 安全な暮らし 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林があっても経済的に成り立たず手入れされないため公 益的機能を果たせないのが問題。 →森林の整備は水環境の保全に着目するのが妥当。 (水源かん養機能を確保するために整備すべき森林) ・ 水源地周辺森林について私有林を主体として、間伐等の 森林整備の遅れ、病虫害被害、竹やぶ化進行等の森林を 整備すべき。 ・ カラマツ植林地の自然維持林への転換。 ・ 未植林地、放置林、人工林全般。 ・ 川の上流域の森林。 ・ 大きな水供給源となっている水源の森林。 ・ 流域の国有林との連携が必要。 ・ 土壌と気候に適した樹種の森林を整備すべき。 ○現状認識も含めて流域で考える必要がある。 	<p>水源かん養機能を確保するためにはどのように 森林を整備すべきか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○県民から見えやすいものに取り組んでいく必要がある。 ○短期間で成果が上がるものを常に念頭に置くべき。 →直ぐに成果がアピールできるような森林整備も実施すべき ○景観の保全に繋がる整備を行うべき。 	<p>水環境の保全以外に、どのような視点で整備 対象森林を選定すべきか。</p>

検討項目	会議での意見(○)、郵送等での意見(・)	今後の検討課題
<p>2 森林の恵みに着目した森林整備の対象とする区域について(つづき)</p>	<p>(水環境の保全以外で整備すべき森林)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境学習の場、ボランティア活動の場、景観の保全につながる森林。 ・ 潜在自然植生種による環境保全林の創造。 ・ 温暖化防止、木材資源活用、花粉症対策。 ・ 森林環境教育のフィールド、里山、気軽に森林浴を楽しめる森林。 ・ 県民に分かりやすい景観の保全につながる整備(既存事業の見直しも必要)。 ・ 災害対策。 ・ 現状把握を行い、今後の整備の方向を決める必要がある。地域性も大切な要素。森林をソフト事業で活かし、一般の方の森林への理解を深めるための整備も必要(見せる森林・体験する森林)。 <ol style="list-style-type: none"> ① 森林レクリエーション、環境学習、郷土景観など。 ② 災害防止(土砂災害、河川の浸食防止・軽減)など。 ③ 生産資源(木材、特用林産物、農産物)など。 ④ 生態系の保全。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の一部としての森林、あるいは動植物資源との共生、有効活用するための視点。 	

検討項目	会議での意見(○)、郵送等での意見(・)	今後の検討課題
3 整備すべき森林の考え方について		
(1)林相	<ul style="list-style-type: none"> ・《落葉広葉樹林》～林床植生が発達し、天然更新できるよう整備(河川、海の水も考えた整備)。 ・《人工林(針葉樹林)》～樹種転換を考えた整備。針葉樹の伐採後に落葉広葉樹を植樹するなど。 	
(2)所有形態	<p>○不在村者保有森林を受託して整備する方法もある。</p> <p>○流域を一体と考えれば国有林も整備すべき。 →国有林は国自らが管理する仕組みがあるので県民の税を投入する対象ではない。 →森林環境教育のフィールドとしての整備は柔軟に考えても良い。</p>	<p>国有林を対象とする場合、どのような施策を行うか。</p>
(3)制限林		
(4)森林の状態	○松食い虫等被害林の整備も必要。	
(5)場所		
4 森林整備の進め方について		
(1)誰が行うか		それぞれの事業は誰が主体となるべきか。
(2)対象森林の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握→機能確保のため作業のランク付け→少ない作業で水源かん養機能が確保できる場所を試験的に実施して成果をアピール。 	
5 協定等について	<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象森林は、皆伐を行わない等の協定や、不在村森林の整備に関する委託契約等締結が必要。 	
6 総事業費に占める森林整備の割合		

第2 森林環境の適正な保全

森林審議会答申	会議での意見(○)、郵送等での意見(・)	今後の検討課題
<p>(県民参画のための基本理念の構築) 県民一人ひとりが森林・林業の現状や恵みなどに関心を持ち、森林づくりに参画することにより、森林と人との理想的な関係を構築していくことが大切である。 そこで、県民の参画意識を盛り上げるため、基本理念や目標を定めることが有効であると考えられることから、それを取りまとめた新たな憲章の制定を検討すべきであるとする。 ※ この項目は事業を実施するため予め取り組むべき事であることから、これまで森林環境税を財源とする事業の категорияとしてはあげていなかった。</p>	<p>(県民意識の醸成) ・ 森林の大切な役割・働きのPRビデオ作成、森林見学会等。 ・ 実際に県民と森林に触れて恵みを感じ一緒に学びながら森林の役割や大切さを伝える。 ・ 森林の大切さの認知、使途の告知。 ・ パンフレットの作成・配布による森林環境保全への啓発・周知。 ・ 森林の持つ資源・時間・文化などを体感してもらえるような啓発・普及。 (その他) ・ 多くのことに取り組むのではなく事業を絞って実施していく。</p>	
<p>(森林環境学習の推進) 県民一人ひとり、特に将来森林を引き継ぐ青少年が、森林での遊びや学びを通じて、自然の摂理や命の尊さを感じ取りながら人格を形成していくことが非常に大切であり、森林環境学習のための場の整備と学習プログラムの開発、さらには林業体験や森林環境教育活動等を推進する。</p>	<p>(森林への理解を深める) ○森が大切ということを漠然と知っているのが実態。しっかりと認知してもらうための事業が必要。 ○森に行きたいが遠くでみている、という人に森に入ってもらえるような取り組みが必要。 ○どこの学校でも平等に森林に触れる機会が作れると良い。先生の研修も要。 (子供たちへの森林環境教育) ・ 環境教育の全体的な展開。 ・ 特に小中学生を対象に森林の理解を深めるための学習、体験。 ・ 子供達に森林の素晴らしさに触れてもらい、その良さを引き継いでもらえるような素地を作っていく(自然体験活動への援助)。 ・ 中学生を対象に文化・環境・職業など様々な側面から森林学習を行う。 ・ 学校内のクラブ活動として「うつくしま森林クラブ」の創設。</p>	<p>いわゆるソフト事業としてはどのようなことをすべきか。</p>

森林審議会答申	会議での意見(○)、郵送等での意見(・)	今後の検討課題
	<p>(県民への森林環境教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の森林散策できる施設や里山保全ビオトープづくりで得られた場所を活用して住民参加の森林環境学習の場とする。 <p>(指導者の養成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もりの案内人の再教育と活用。 ・ 教職員の研修・育成。 <p>(事業の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会主体で実施が望ましい。将来的には自然保護NGOによる事業展開も。 	
<p>(森林文化の復興)</p> <p>先人達が労働や暮らしの中で育んできた森林の文化や木の文化を見直し、その森の知恵を活かした森林づくりを進め伝承していくことが重要であり、そのための県民活動を推進する。</p>	<p>(森林文化の再評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者、生活者、地域住民が主体となり、県民一人一人が参画し、福島県の森林とのかかわりの文化を現代の生活様式の中でも継続できる方法を考えながら取り組む森林づくりを推進。 ・ 先進的なものばかりでなく、これまでの森林の生活文化を再評価できるような事業。 	
<p>(森林ボランティア活動の推進)</p> <p>森林づくりに関心を持っている県民同士、さらには森林づくりの場所を提供する森林所有者等とを橋渡しをする仕組みやネットワークの強化、森林ボランティアなどの活動が持続的に行われる仕組みなどが必要であり、そのための体制づくりを推進する。</p>	<p>○市民がとらえやすいソフトの部分と、専門家が関わるハードの部分がある。</p> <p>(森林ボランティア支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林ボランティア活動の支援。 ・ 森林ボランティアの研修育成。 <p>(事業の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体を育成し、県のサポートを受けながら事業を進めていくべき。 	

森林審議会答申	会議での意見(○)、郵送等での意見(・)	今後の検討課題
<p>(農山村活性化への支援) 農山村の持つ森林と共生する生活の知恵や技術を見直し、文化や環境を資源として捉え、都市が持つ情報や資金などの資源との交流を進め、新規参入による担い手の確保やふるさとへの誇りと愛着を醸成することにより定住の促進を図るなど、将来にわたり森林を守り育てる主体となるべく農山村の活性化を支援する。</p>	<p>(県産材の活用) ・ ガードレール、学校校舎・机・椅子など積極的な利用。</p> <p>(新規担い手の育成) ・ 県施設(林業研究センター)に常時林業作業者等の育成ができる場所を設ける。 ・ 林業従事者の安全講習会や作業資格取得のための補助。</p> <p>(地域の活性化) ・ 福島の森林を全国にアピールするだけでなく、注目されることで地域・所有者の方々が誇りを持てるような仕組みづくり。</p>	
<p>(多様な「森林産業」創出への支援) 林業体験や農山村の民泊サービス、食材・薬・癒し効果など森林環境を活用して森林と人とを結びつける「森林産業」を創出したり、新たに未利用の間伐材・根株等での木質バイオマス事業や木炭化による事業等を起こす県民に対して支援を行う。</p>	<p>(森林の持つ多様な機能の活用) ・ 森林の持つ癒しの効果を事業にする。 ・ 森林の働きを数値化できるような事業(森林を健康関連で使用していく際の基礎データとして活用)。</p>	

第3 市町村事業の考え方

基本的な考え方	会議での意見(○)、郵送等での意見(・)	今後の検討課題
<p>(県の役割) 例えば、基幹事業の構築</p>	<p>(県の役割) ・ 各事業の大枠の企画立案、決定。 ・ 透明性を維持するためにも県が主体となって実施すべき。 ・ 森林環境学習プログラム作成等の共通事項。 ・ 県庁内で部局横断のプロジェクトチームを結成し全体の統括。</p>	<p>市町村事業との相互補完。</p>

基本的な考え方	会議での意見(○)、郵送等での意見(・)	今後の検討課題
(市町村の役割) 例えば、独自事業の構築	(市町村の役割) ・整備対象森林候補を選定し、県の承認を得て実施。 ・市町村は所有者との折衝、事業の運営などを担当する。	市町村も森林整備を実施すべきか(その森林の範囲は)。
(その他)	(その他) ・計画・立案は民間、管理・実施は県と市町村。 ・民間企業が参画できる分野に関しては公募・選定。 ・一般県民、他地域からの来訪者は事業者、参加者として個人もしくは団体(新規可能)で参加。 ・学校は近隣の事業について生徒を通して呼びかけの窓口となる。	
(市町村への交付金) ※ この項目は森林審議会答申には含まれていないが、他県にない独自の施策として森林環境税条例を提案する際に明示した施策案。	○市町村への交付金は「なるほど、あれに使うための税か」と理解されるように使う必要がある。 (市町村への交付金の仕組み) ・事前に事業内容を提出し県の承認を受け、事業完了後に報告書を提出し、実費相当額を交付金として受領(概算払もあり)。 ・市町村公有地を対象にするのが望ましい。 ・各市町村独自の考え方で予算付けができるようにする。 ・各自治体の中で審議会等をつくり計画等の検討を行う。 ・市町村が地域性を生かした事業に取り組むための財源として配分。 ・計画・予算書を提出し、各市町村の実態に応じて活用する。 ・事業決定後の整備費としてだけでなく、仕組みづくりのための費用(会の設立時に必要な経費)、運営費用などについても使えるようにしてほしい。 ・費用として算入できるものか評価していくことも必要。使途については透明性の確保のため一般公開すべき。 ・各自治体間で異なる森林整備の目的や状況に柔軟に対応できるような仕組みの交付金にしていくべき。 ・市町村の森林面積の割合に応じて交付し、使途については一定の枠内で市町村に委ねるべき。	市町村への交付金はどのような仕組みにすべきか。